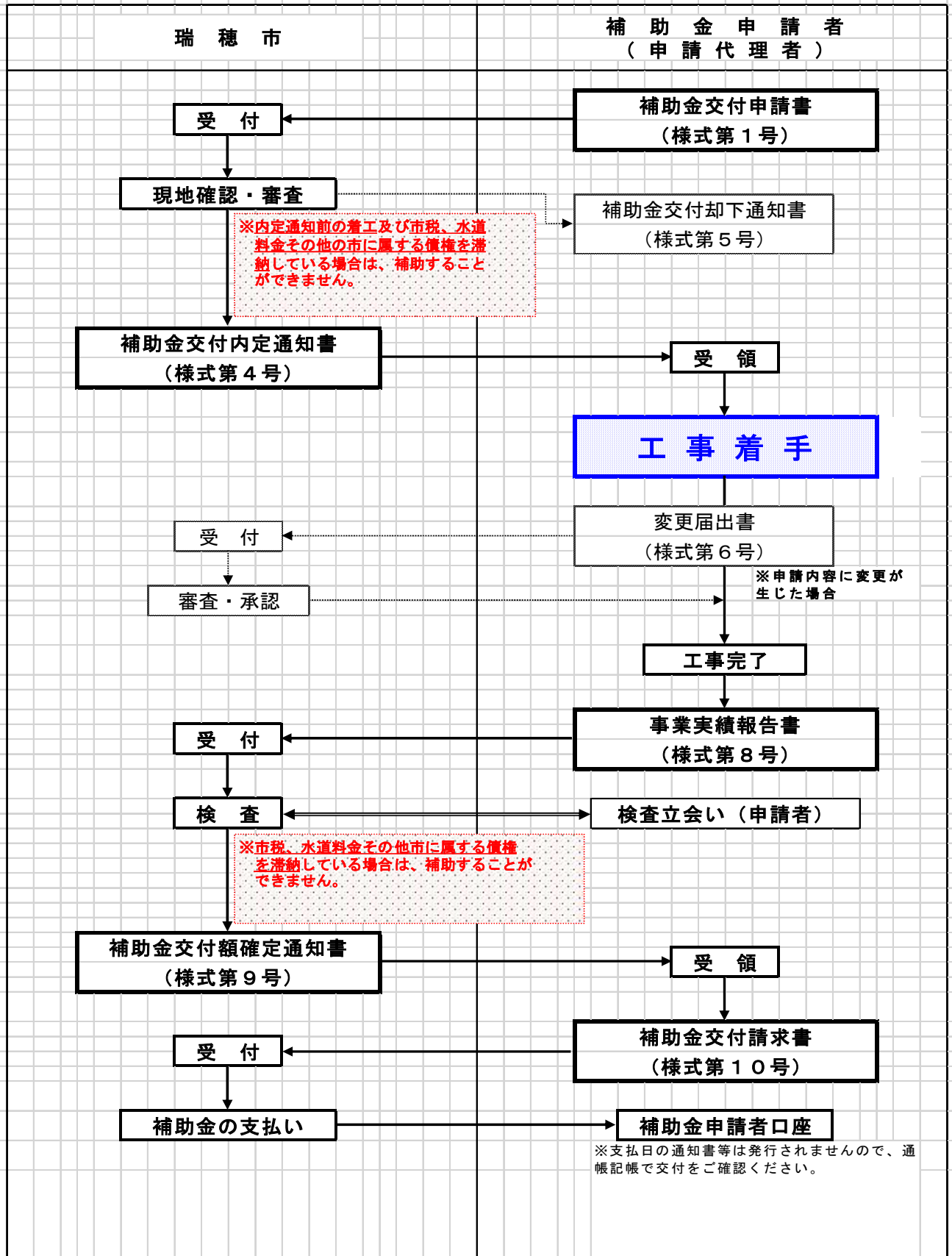


手続きの流れ



◆補助金交付申請に必要となる書類

- ・ 「補助金交付申請書」(様式第1号)
- ・ 賃貸人の「承諾書」(申請者が住宅等を借りている場合)
- ・ 「現地案内図」
- ・ 「浄化槽設置届出書」又は「浄化槽設置通知書」の写し
- ・ 建築基準法第6条に規定する確認済証の写し(浄化槽設置届出書を添付した場合を除く。)
- ・ 「浄化槽工事請負契約書」の写し及び「見積書」
- ・ 「全浄協登録証」の写し(10人槽以下対象)
- ・ 「全浄協登録浄化槽管理票C票」(10人槽以下対象)
- ・ 岐浄連の「生涯機能保証登録証」(20人槽以下対象)
又は全浄連の「機能保証登録証」(10人槽以下対象)
- ・ 浄化槽設置工事をする者が法第21条に規定する浄化槽工事業に係る登録を受けている
又は法第33条第3項に規定する届出がされていることが分かる書類の写し
- ・ 浄化槽設備士免状の写し又は浄化槽施工技術特別講習修了証書の写し
- ・ 「誓約書」(様式第2号)
- ・ 「同意書」(様式第3号)
- ・ 浄化槽の配置及び排水系統を明記した敷地内の「建物配置図」
- ・ 排水系統を明記した建物の「各階平面図」
- ・ みなし浄化槽を撤去する場合にあっては、撤去費見積書の写し、現況の配置図、排水系統図
及び写真
- ・ みなし浄化槽の廃止等に伴う宅内配管工事を施工する場合にあっては、宅内配管工事費見積書
の写し及び配管図
- ・ その他市長が必要と認める書類